

目黒区交通バリアフリー推進基本構想

概 要 版

平成 24 年 3 月

目 黒 区

目 次

第 1	目黒区交通バリアフリー推進基本構想の改定	1
1	改定の背景	1
2	改定の目的	1
3	本構想の位置づけと目標年次	2
第 2	交通バリアフリー化の基本方針	3
1	目黒区がめざすバリアフリー化	3
2	重点整備地区とバリアフリー整備地区の設定	5
第 3	地区別構想	6
1	重点整備地区のバリアフリー基本構想	6
2	バリアフリー整備地区の推進構想	19
3	経路（生活関連経路・補完経路・主要経路）の接続検討 及び隣接区との協議・調整	29
第 4	バリアフリー化の実現に向けて	31
1	区民と施設設置管理者と区の役割分担	31
2	目黒区交通バリアフリー推進基本構想の推進	31
3	目黒区交通バリアフリー推進基本構想の見直し時期	32
	用語解説	33

本文中「※」印を付した語句は、巻末の「用語解説」にて説明しています。

第1 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の改定

1 改定の背景

○経緯

目黒区は、平成16年3月に目黒区交通バリアフリー推進基本構想(以下、「旧構想」といいます。)を策定し、多くの区民が利用する13駅周辺地区のうち、中目黒駅、都立大学駅、自由が丘駅の3駅周辺地区を「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」といいます。)に基づく重点整備地区に位置づけ、歩行空間のバリアフリー化を進めてきました。

一方、3駅周辺地区以外の10駅周辺地区は、区独自に具体的な整備計画を順次策定し、歩行空間のバリアフリー化を進めることとしました。これまで、池尻大橋駅、緑が丘駅、学芸大学駅の各駅周辺地区において、交通バリアフリー整備計画を策定しました。

○背景

バリアフリー化を推進するため、旧構想による目標年次(平成22年度)やバリアフリー事業を見直す必要があります。また、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」といいます。)に適合させる必要があります。

2 改定の目的

目黒区交通バリアフリー推進基本構想は、区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、区民と施設設置管理者と区が連携して取り組む指針となるものです。

これまで、旧構想に基づき、主に駅舎や駅と施設を結ぶ経路などハード面でのバリアフリー化を進めてきましたが、バリアフリー新法の制定及び旧構想における計画期間の経過から、引き続き区内のバリアフリー化を進めていく必要があります。

このようなことから、高齢化の一層の進行やユニバーサルデザイン[※]への要望の高まりに対応することを目的として、施設設置管理者による効率的かつ効果的なバリアフリー事業の推進と、区民と施設設置管理者と区による心のバリアフリーが広まるよう、旧構想を改定します。

※バリアフリー新法に基づく基本構想とは

基本構想とは、駅などの旅客施設、道路や公園などの公共施設、高齢者・障害者等が利用する公共性の高い建築物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、重点整備地区を設定するとともに、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容などを定めるものです。

ここで定めるバリアフリー化のために実施すべき事業の内容とは、当該地区において、目標年次までに達成すべき事業の枠組みを示すものです。

なお、公共交通事業者や道路管理者などの施設設置管理者は、基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化を進めていくこととなります。

3 本構想の位置づけと目標年次

○位置づけ

本構想は、図 1-1 のとおり、「バリアフリー新法」及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」及び「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」、「目黒区都市計画マスタープラン」に即した、目黒区の交通バリアフリー推進に関わる基本的な構想です。

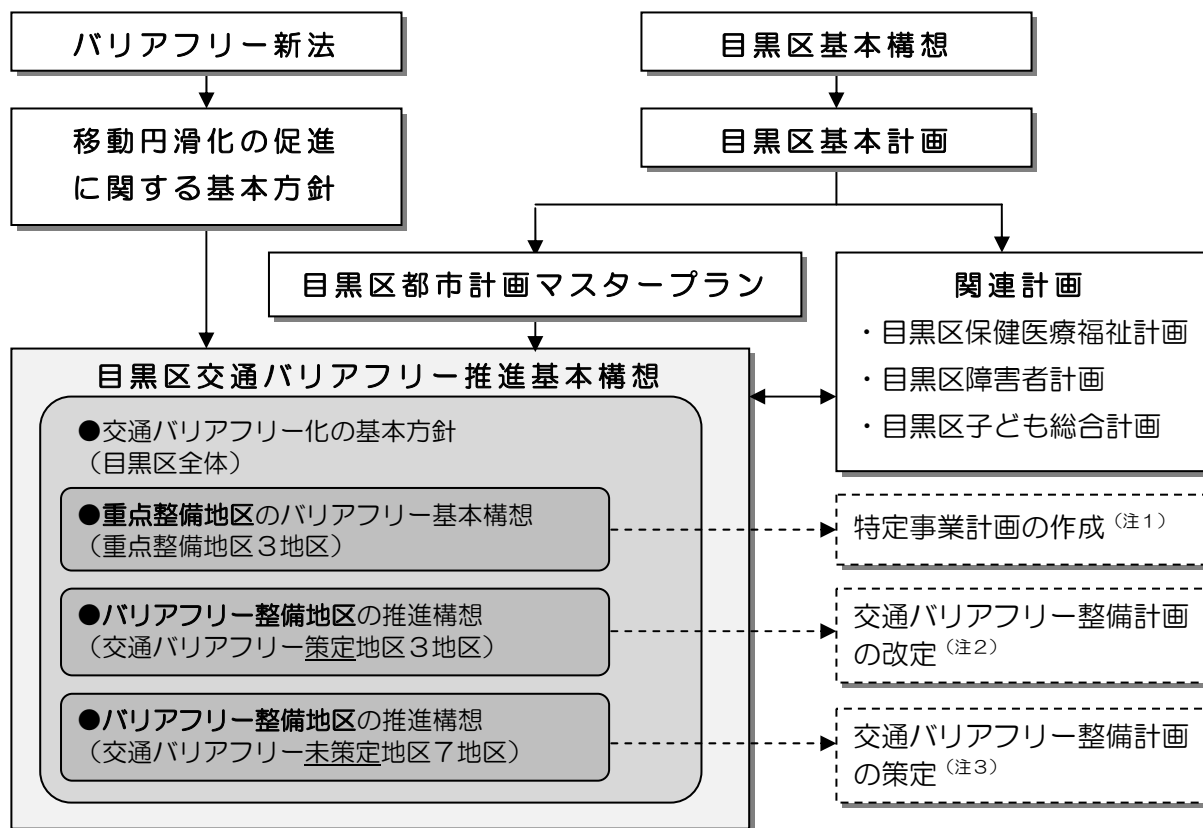
関連する計画や事業との連携により、本構想に基づいてバリアフリー化を進めます。

○目標年次

本構想の目標年次は、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、

平成32年度 とします。

図 1-1 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の位置づけ



注1：重点整備地区は、バリアフリー新法に基づき、各施設設置管理者が平成24年度以降すみやかに、本構想に即して、特定事業計画を作成し、特定事業計画の中で、実施する事業の箇所と内容及び実施予定期間等を示します。

注2：バリアフリー整備地区のうち交通バリアフリー整備計画策定地区は、目黒区が平成25年度以降に、順次地区毎に、本構想に即して整備計画を検証し、実施する事業の箇所と内容及び実施予定期間等を再度示します。

注3：バリアフリー整備地区のうち交通バリアフリー整備計画未策定地区は、目黒区が平成25年度以降に、順次地区毎に、まちづくり計画等の策定にあわせ、本構想に即して整備計画を策定し、実施する事業の箇所と内容及び実施予定期間等を示します。

第2 交通バリアフリー化の基本方針

1 目黒区がめざすバリアフリー化

(1) 経路のバリアフリー化

- ・施設間の経路のバリアフリーネットワーク形成を進めます。
- ・経路のバリアフリー化にあたっては、段差と勾配を抑えた歩行空間のバリアフリーネットワークの形成、商店街に面する道路や自動車交通の比較的小さい道路の場合は歩行者や自転車を重視した空間への再編、坂道の歩行の支援、自転車利用者のルール遵守とマナー向上などを進めます。

(2) 施設のバリアフリー化

- ・高齢者・障害者等の増加傾向を踏まえ、日常生活に欠かすことができない駅やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を進めます。
- ・総合案内板*などの施設・設備の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン※に配慮します。
- ・都市公園や主要な建築物のバリアフリー化を進めます。

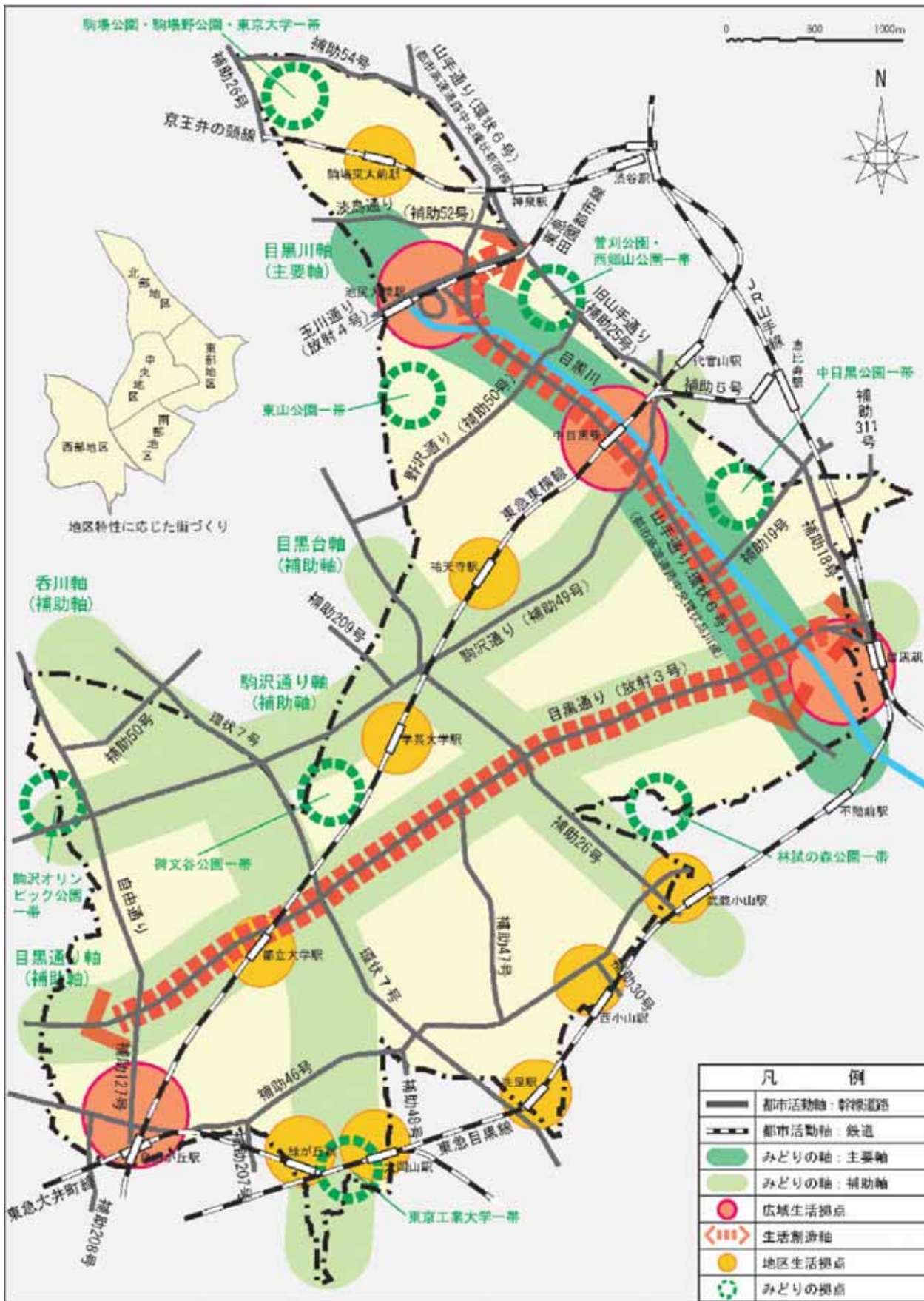
(3) 心のバリアフリー化

- ・バリアフリー新法に基づく国の基本方針では、地方公共団体の責務として、関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展をめざすスパイラルアップ※の導入と、国民一人ひとりが高齢者・障害者等が感じている困難を、自らの問題として認識する心のバリアフリーの促進が求められています。これを踏まえ、区民と施設設置管理者と区が果たす役割と責任を明確にした心のバリアフリー化を進めます。

(4) 目黒区の広域生活拠点及び地区生活拠点の一体的なバリアフリー化

- ・目黒区都市計画マスタープランにおいて広域生活拠点及び地区生活拠点に位置づけた13の拠点について、一体的なバリアフリー化を進めます。13の拠点の中からバリアフリー新法を踏まえた重点整備地区と、目黒区独自のバリアフリー化を進めるバリアフリー整備地区を設定します。
- ・重点整備地区及びバリアフリー整備地区においては、一体的なバリアフリー化を計画的に進め、かつ地域の身近なまちづくりにも寄与するよう、地域住民等が主体となった街づくりと連携することを視野に入れます。また、効果的にバリアフリー化を進めていくため、施設・設備の維持補修の時期を踏まえてバリアフリー化を進めます。

(図中の赤色の丸印が広域生活拠点、黄色の丸印が地区生活拠点)



出典：目黒区都市計画マスタープラン・将来都市構造
(平成 16 年 3 月/目黒区)

2 重点整備地区とバリアフリー整備地区の設定

目黒区がめざすバリアフリー化に基づき、都市計画マスタープランにおいて広域生活拠点及び地区生活拠点に位置づけた13の拠点について、以下の2地区に区分し、バリアフリー化を進めていきます。

○重点整備地区

目黒区交通バリアフリー推進基本構想における重点整備地区を満たす要件

生活関連施設

- 目黒区内にある駅、かつ、駅乗降客が5,000人/日以上であること
- 駅から概ね半径500mの徒歩圏内に、日常的に多くの高齢者・障害者等が駅から徒歩で利用する全区的な官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化施設、都市公園（地区公園・総合公園・運動公園）や、広域商圈*をもつ大規模な商店街が1以上所在すること

生活関連経路

- 駅と生活関連施設を結ぶ、有効幅員*が原則2m以上の歩行空間を、連続して確保できる経路があること

事業期間

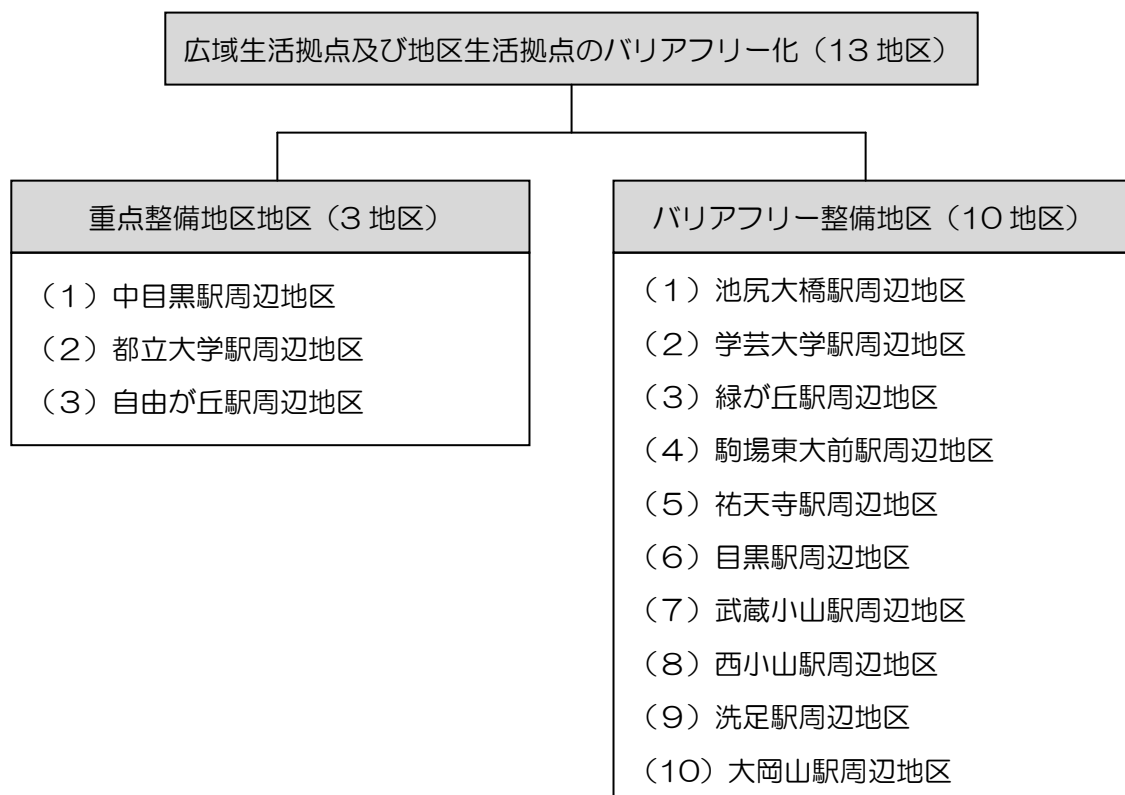
- 目標年次の平成32年度までに、事業の着手または完了が見込まれること

以上の要件を満たす3地区を「重点整備地区」として設定します。

○バリアフリー整備地区

重点整備地区以外の10地区を「バリアフリー整備地区」として設定します。

○各地区の設定



第3 地区別構想

1 重点整備地区のバリアフリー基本構想

バリアフリー新法に基づき、重点整備地区のバリアフリー基本構想を定めます。

バリアフリー基本構想(概要版)の構成は、以下のとおりです。

バリアフリー化の方針	○駅と主要な施設を結ぶ道路・緑道について、バリアフリーネットワークを形成すべき経路を示します。 ○駅や道路、交通安全施設などについて、バリアフリーの方針を示します。
構想図	○重点整備地区の区域、生活関連施設や主要施設の位置、生活関連施設や補完経路の位置を示します。
生活関連施設と生活関連経路	○バリアフリー化する生活関連施設と生活関連経路を設定します。 ○生活関連施設は、 駅と、多くの高齢者・障害者等が駅から徒歩で利用する全区的な官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化施設、地区公園または近隣公園等と、広域商圈※をもつ大規模な商店街を設定します。 ○生活関連経路は、 駅と駅以外の生活関連施設を結ぶ道路で、原則として、有効幅員※2m以上の歩行空間を連続的に確保できる経路を設定します。
主要施設と補完経路	○バリアフリーネットワークを形成するため、生活関連施設と生活関連経路を補完する主要施設と補完経路を設定します。 ○主要施設は、 生活関連施設以外で、日常的に高齢者・障害者等の利用が多く、かつ徒歩で利用する主な施設を設定します。 ○補完経路は、 生活関連経路以外で、徒歩で主要施設に至る道路・緑道や、商店街などに面する道路を設定します。
特定事業	○生活関連経路等を対象としたバリアフリー化の事業であり、原則として平成32年度までに事業化（完了または着手）する事業です。
補完経路事業	○補完経路を対象としたバリアフリー化の事業であり、原則として平成32年度までに事業化（完了または着手）する事業です。

(1) 中目黒駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

(7) 歩行空間のバリアフリーネットワークの形成

- ・中目黒駅から、生活関連施設である目黒区総合庁舎や東京共済病院・中目黒公園、菅刈公園に至る山手通りや駒沢通りなどを生活関連経路とし、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・同様に、中目黒駅から上記の生活関連施設や、各主要施設に至る目黒川沿いの道路や西郷山通り、野沢通り、目黒銀座商店街や中目黒駅西銀座商店街に面する道路などを補完経路とし、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成するとともに、各施設間のネットワークも形成します。

(イ) 公共交通のバリアフリー化

- ・移動等円滑化の促進に関する基本方針を踏まえ、中目黒駅においてホームドア等の転落防止対策を進めます。また、バス車両及びバス停のバリアフリー化を進めます。

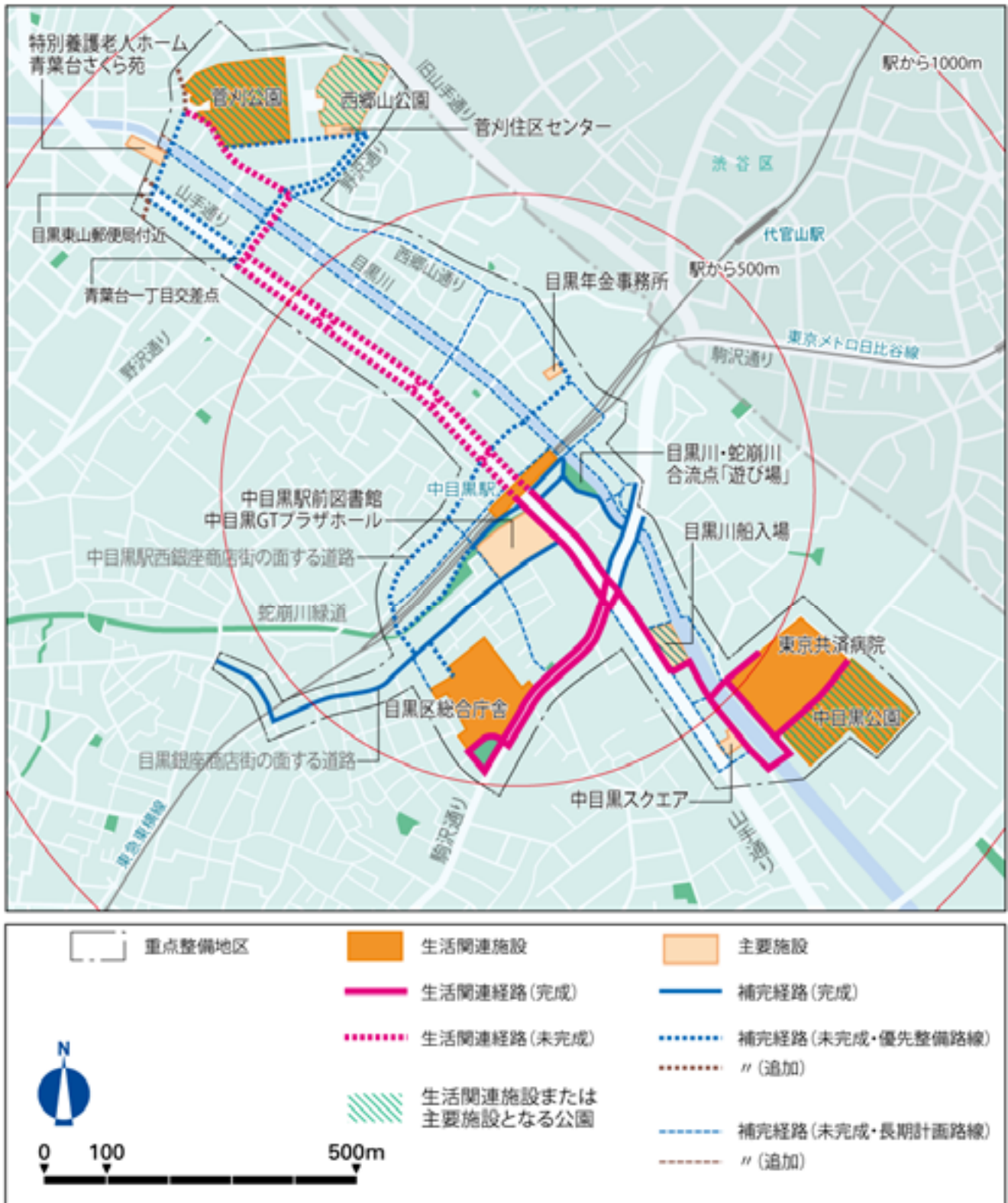
(ウ) 道路のバリアフリー化

- ・山手通りは、中目黒駅以北の拡幅整備にあわせた歩道整備を進めます。また、歩行空間の連続性を確保します。
- ・中目黒駅高架下の山手通りにおいて、通行の安全を確保するため、歩行環境を改善します。
- ・山手通りから菅刈公園や西郷山公園までの歩行空間を改善します。
- ・中目黒駅西銀座商店街に面する道路や蛇崩川緑道は、歩行空間の安全性を確保します。
- ・山手通りから目黒年金事務所までの歩行空間を改善します。

(エ) 交通安全施設やその他のバリアフリー化

- ・中目黒駅前に駅周辺を案内する総合案内板*を整備します。また、中目黒駅と目黒区総合庁舎、菅刈公園、東京共済病院を結ぶ経路等に誘導・案内施設を設置します。
- ・商店街等と連携し看板や商品の道路へのはみ出しの抑制に努めます。
- ・自転車利用者の意識啓発、既設駐輪場の利用促進、地域との連携による放置自転車対策の推進など、総合的な対策を講じます。

図 3-1 中目黒駅周辺地区の構想図



(注) ○図中の「生活関連経路(完成)」とは、原則として、有効幅員※2m以上の歩行空間と視覚障害者誘導用ブロック※が連続的に確保され、段差と勾配が解消された区間であり、施設設置管理者との協議・調整を踏まえた結果です。

○図中の「補完経路(完成)」とは、適正な有効幅員※が連続的に確保され、段差と勾配が解消された区間であり、施設設置管理者との協議・調整を踏まえた結果です。

○図中の「補完経路(未完成・優先整備路線)」とは、歩行空間の有効幅員※2mの確保はできないものの、生活関連施設または主要施設に至る経路で、高齢者・障害者等が多く利用する経路です。

○図中の「補完経路(未完成・長期計画路線)」とは、優先整備路線に準じますが、基本は、施設間のネットワークを重視した経路です。

○図中の「〃(追加)」とは、旧構想において、池尻大橋駅周辺地区の経路と一部接続していない箇所があることから、接続するよう旧構想に追加した経路です。

イ 特定事業

注：□内の（ ）は、事業主体となる施設設置管理者を示します。

- ・中目黒駅周辺地区における特定事業は以下に示すとおりです。
- ・原則として平成32年度までに事業化(完了または着手)していきます。

(ア) 公共交通特定事業

中目黒駅（東京急行電鉄株式会社等）

- プラットフォームの転落防止対策の推進 **追加**

路線バス（東急バス株式会社）

- ノンステップバス※の導入 **実施済**
- バス停に上屋、ベンチの設置 **実施済**

(イ) 道路特定事業

山手通り（東京都）

- 中目黒駅以北の拡幅整備にあわせた歩道整備
- 拡幅整備にあわせ中目黒駅高架下横断歩道部での横断時の安全対策
- 中目黒立体交差点部交通島歩道部の段差及び勾配の改善 **実施済**
- 中目黒立体交差点から目黒川船入場までの歩道の有効幅員※の確保 **実施済**
- 自転車レーンの設置の推進 **追加**
- 看板や商品の歩道へのはみ出しの抑制

目黒川船入場～東京共済病院（目黒区）

- 視覚障害者誘導用ブロック※の設置 **実施済**

山手通り～菅刈公園（目黒区）

- 歩道の有効幅員※の確保
- 菅刈公園入口前の交差点部における安全対策

(ウ) 交通安全特定事業

山手通り（東京都公安委員会）

- バリアフリー対応信号機※の設置 **実施済**
- 中目黒駅高架下横断時の交通安全対策の推進 **実施済**
- 中目黒駅高架下におけるタクシーや一般車の駐停車対策 **実施済**

駒沢通り（東京都公安委員会）

- バリアフリー対応信号機※の設置 **実施済**

(注) **実施済**：旧構想に基づき、実施済の事業です。

追加：懇談会の意見などを踏まえ、旧構想に追加する事業です。

無印：旧構想から継続する事業です。

イ 特定事業(続き)

注: ☐ 内の () は、事業主体となる施設設置管理者を示します。

(イ) その他の事業

生活関連経路(目黒区)

- 中目黒駅前に総合案内板※を整備
- 誘導・案内施設の設置
- 看板や商品の道路へのはみ出しの抑制 **追加**

重点整備地区内(目黒区)

- 駐輪場の設置(2箇所は整備済)
- 既存駐輪場の利用促進
- 地域の住民・団体等との連携による放置自転車対策の推進
- 自転車の利用マナー向上のための啓発

ウ 補完経路事業(優先整備路線)

注: ☐ 内の () は、事業主体となる施設設置管理者を示します。

- ・中目黒駅周辺地区における補完経路事業は以下に示すとおりです。
- ・原則として平成32年度までに事業化(完了または着手)していきます。

目黒銀座商店街の面する道路(目黒区)

- 車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 **実施済**

中目黒駅西銀座商店街の面する道路(目黒区)

- 車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保

蛇崩川緑道(目黒区)

- 路面補修等による円滑な移動経路の確保

目黒川・蛇崩川合流点「遊び場」(目黒区)

- 「遊び場」の活用方法の検討と出入口のバリアフリー化 **実施済**

山手通り(東京都)

- 青葉台一丁目交差点から目黒東山郵便局付近までの歩道の段差・勾配の改善 **追加**

山手通り～目黒年金事務所(目黒区)

- 車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 **追加**
- 歩道の段差・勾配の改善 **追加**

山手通り～西郷山公園(目黒区)

- 歩道の段差・勾配の改善 **追加**

山手通り～菅刈公園(目黒区)

- 車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 **追加**
- 菅刈公園入口前の交差点部における安全対策

菅刈公園～西郷山公園(目黒区)

- 車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 **追加**

(注) **実施済**: 旧構想に基づき、実施済の事業です。

追加: 懇談会の意見などを踏まえ、旧構想に追加する事業です。

無印: 旧構想から継続する事業です。

(2) 都立大学駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

(7) 歩行空間のバリアフリーネットワークの形成

- ・都立大学駅から、生活関連施設であるめぐろ区民キャンパスに至る柿の木坂通りを生活関連経路とし、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・同様に、都立大学駅から生活関連施設であるめぐろ区民キャンパスや、各主要施設に至る中根小通り、呑川緑道、八雲通り共栄会や平町商店街に面する道路などを補完経路とし、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成するとともに、各施設間のネットワークも形成します。

(イ) 公共交通のバリアフリー化

- ・移動等円滑化の促進に関する基本方針を踏まえ、都立大学駅においてホームドア等の転落防止対策を進めます。
- ・バス車両及びバス停のバリアフリー化を進めます。

(ウ) 道路のバリアフリー化

- ・都立大学駅とめぐろ区民キャンパスを結ぶ柿の木坂通りは、歩行空間の安全性を確保します。
- ・平町座商店街に面する道路や、柿の木坂通りと西部地区サービス事務所を結ぶ道路、呑川緑道と大岡山西住区センターや日扇会第一病院、中根公園などを結ぶ道路は、歩行空間の安全性を確保します。

(エ) 交通安全施設やその他のバリアフリー化

- ・都立大学駅前に駅周辺を案内する総合案内板^{*}を整備します。また、駅とめぐろ区民キャンパスを結ぶ道路に誘導・案内施設を設置します。
- ・商店街等と連携し看板や商品の道路へのはみ出しの抑制に努めます。
- ・自転車利用者の意識啓発、既設駐輪場の利用促進、地域との連携による放置自転車対策の推進など、総合的な対策を講じます。

図 3-2 都立大学駅周辺地区の構想図



(注) ○図中の「生活関連経路(完成)」とは、原則として、有効幅員※2m以上の歩行空間と視覚障害者誘導用ブロック※が連続的に確保され、段差と勾配が解消された区間であり、施設設置管理者との協議・調整を踏まえた結果です。

○図中の「補完経路(完成)」とは、適正な有効幅員※が連続的に確保され、段差と勾配が解消された区間であり、施設設置管理者との協議・調整を踏まえた結果です。

○図中の「補完経路(未完成・優先整備路線)」とは、歩行空間の有効幅員※2mの確保はできないものの、生活関連施設または主要施設に至る経路で、高齢者・障害者等が多く利用する経路です。

○図中の「補完経路(未完成・長期計画路線)」とは、優先整備路線に準じますが、基本は、施設間のネットワークを重視した経路です。

イ 特定事業

注：□内の（ ）は、事業主体となる施設設置管理者を示します。

- ・都立大学駅周辺地区における特定事業は以下に示すとおりです。
- ・原則として平成32年度までに事業化(完了または着手)していきます。

(ア) 公共交通特定事業

都立大学駅（東京急行電鉄株式会社）

- プラットフォームの転落防止対策の推進 **追加**

路線バス（東急バス株式会社、東京都交通局）

- ノンステップバス※の導入 **実施済**

(イ) 道路特定事業

柿の木坂通りの西側歩道（目黒区）

- 電線類の地中化
- 路上占用物件や道路付属物の整理
- 歩道への乗り上げ駐車防止のための車止めの設置増

(ウ) 交通安全特定事業

柿の木坂通り（東京都公安委員会）

- バリアフリー対応信号機※の設置 **実施済**
- 違法駐車重点的な取り締まりの実施

(エ) その他の事業

都立大学駅周辺（目黒区、東京急行電鉄株式会社）

- 駅周辺の一体的なバリアフリー整備（駅高架下店舗のセットバックによる歩行空間の確保）
実施済

生活関連経路（目黒区）

- 都立大学駅前に総合案内板※を整備
- 誘導・案内施設の設置
- 看板や商品の道路へのはみ出しの抑制 **追加**

重点整備地区内（目黒区、東京急行電鉄株式会社）

- 駐輪場の設置 **実施済**

重点整備地区内（目黒区）

- 地域の住民・団体等との連携による放置自転車対策の推進
- 自転車の利用マナー向上のための啓発

(注) **実施済**：旧構想に基づき、実施済の事業です。

追加：懇談会の意見などを踏まえ、旧構想に追加する事業です。

無印：旧構想から継続する事業です。

- ・都立大学駅周辺地区における補完経路事業は以下に示すとおりです。
- ・原則として平成32年度までに事業化(完了または着手)していきます。

八雲通り共栄会の面する道路（目黒区）

○車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 実施済

平町商店街の面する道路（目黒区）

○歩道の段差・勾配の改善 追加

呑川本流緑道（目黒区）

○路面補修等による円滑な移動経路の確保 実施済

八雲地区（目黒区）

○コミュニティ・ゾーン*整備事業にあわせた安全な歩行空間の整備 実施済

柿の木坂通りの東側歩道（目黒区）

○歩道の段差・勾配の改善 追加

柿の木坂通り～西部地区サービス事務所（目黒区）

○車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 追加

呑川本流緑道～大岡山西住区センター（目黒区）

○車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 追加

呑川本流緑道～日扇会第一病院（目黒区）

○車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 追加

呑川本流緑道～中根公園（目黒区）

○車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 追加

（注）実施済：旧構想に基づき、実施済の事業です。

追加：懇談会の意見などを踏まえ、旧構想に追加する事業です。

無印：旧構想から継続する事業です。

(3) 自由が丘駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

(7) 歩行空間のバリアフリーネットワークの形成

- ・自由が丘駅から駅周辺に面的に広がる商店街への玄関口となる正面口駅前広場や、女神ストリート(以下、ストリートは「ST」と記します。)とカトレアSTの一部を生活関連経路とし、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・同様に、駅周辺に面的に広がる商店街を格子状にカバーする学園通り、カトレアST、みどりの散歩道、自由通り、ヒルサイドST、すずかけST、マリクレールST、九品仏川沿道などを補完経路とし、地区の回遊性を考慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成するとともに、各施設間のネットワークも形成します。

(イ) 公共交通のバリアフリー化

- ・国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、自由が丘駅においてホームドア等の転落防止対策を進めます。
- ・バス車両及びバス停のバリアフリー化を進めます。

(ウ) 道路のバリアフリー化

- ・都市計画道路補助127号は、道路拡幅整備の際に歩道を設置します。
- ・みどりの散歩道や、緑が丘コミュニティセンター本館・別館周辺の道路、自由通り、女神ST、ヒルサイドSTなどは、歩行空間の安全性を確保します。
- ・自由通りや九品仏川沿道は、地区計画の内容と整合を図った歩行空間の整備を進めます。

(エ) 交通安全施設やその他のバリアフリー化

- ・駐輪場を整備します。
- ・自由が丘駅前に駅周辺を案内する総合案内板[※]を整備します。また、駅周辺の道路に回遊性を考慮した誘導・案内施設を設置します。
- ・商店街等と連携し看板や商品の道路へのはみ出しの抑制に努めます。
- ・自転車利用者の意識啓発、既設駐輪場の利用促進、地域との連携による放置自転車対策の推進など、総合的な対策を講じます。

図 3-3 自由が丘駅周辺地区の構想図



(注) ○図中の「生活関連経路(完成)」とは、原則として、有効幅員 ≥ 2 m以上の歩行空間と視覚障害者誘導用ブロック ≥ 2 mが連続的に確保され、段差と勾配が解消された区間であり、施設設置管理者との協議・調整を踏まえた結果です。

○図中の「補完経路(完成)」とは、適正な有効幅員 ≥ 2 mが連続的に確保され、段差と勾配が解消された区間であり、施設設置管理者との協議・調整を踏まえた結果です。

○図中の「補完経路(未完成・優先整備路線)」とは、歩行空間の有効幅員 ≥ 2 mの確保はできないものの、生活関連施設または主要施設に至る経路で、高齢者・障害者等が多く利用する経路です。

○図中の「補完経路(未完成・長期計画路線)」とは、優先整備路線に準じますが、基本は、施設間のネットワークを重視した経路です。

イ 特定事業

注：□内の（ ）は、事業主体となる施設設置管理者を示します。

- ・自由が丘駅周辺地区における特定事業は以下に示すとおりです。
- ・原則として平成32年度までに事業化(完了または着手)していきます。

(ア) 公共交通特定事業

自由が丘駅（東京急行電鉄株式会社）

- エレベーターの設置 **実施済**
- だれでもトイレ[※]の設置 **実施済**
- プラットホームの転落防止対策の推進 **追加**

路線バス（東急バス株式会社、東京都交通局）

- ノンステップバス[※]の導入 **実施済**

(イ) 道路特定事業

自由が丘駅前広場（目黒区）

- 駅前広場の整備 **実施済**

女神S T（目黒区）

- 道路幅員の見直しによる歩行空間の整備 **実施済**

都市計画道路補助 127 号（目黒区）

- 都市計画道路の整備

(ウ) 交通安全特定事業

都市計画道路補助 127 号（東京都公安委員会）

- バリアフリー対応信号機[※]の設置

(エ) その他の事業

重点整備地区内（目黒区、東京急行電鉄株式会社）

- 駐輪場の設置（1箇所は整備済）

重点整備地区内（目黒区）

- 駅前に総合案内板[※]を整備
- 駅周辺の回遊性を考慮した誘導・案内施設の設置
- 看板や商品の道路へのはみ出しの抑制 **追加**
- 地域の住民・団体等との連携による放置自転車対策の推進
- 自転車の利用マナー向上のための啓発

（注）**実施済**：旧構想に基づき、実施済の事業です。

追加：懇談会の意見などを踏まえ、旧構想に追加する事業です。

無印：旧構想から継続する事業です。

ウ 補完経路事業（優先整備路線）注：□内の（ ）は、事業主体となる施設設置管理者を示します。

- ・自由が丘駅周辺地区における補完経路事業は以下に示すとおりです。
- ・原則として平成32年度までに事業化(完了または着手)していきます。

「みどりの散歩道」ルート（目黒区）

- 車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保
- 時間規制による歩行者の専用利用の推進

緑が丘コミュニティセンター本館・別館周辺の道路（目黒区）

- 車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保

自由通り（目黒区等）

- 自由が丘睦坂地区 地区計画の内容と整合を図った歩行空間の整備

九品仏川沿道（目黒区）

- 自由が丘南口地区 地区計画の内容と整合を図った歩行空間の整備

女神ST（目黒区）

- すすかけST からヒルサイドST までの車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 追加

ヒルサイドST（目黒区）

- 自由が丘住区センターから緑が丘コミュニティセンター本館までの、車道と路側帯の舗装の色分け等による安全な歩行空間の確保 追加

（注）実施済：旧構想に基づき、実施済の事業です。

追加：懇談会の意見などを踏まえ、旧構想に追加する事業です。

無印：旧構想から継続する事業です。

2 バリアフリー整備地区の推進構想

重点整備地区以外にバリアフリー整備地区の推進構想を定めます。

推進構想(概要版)の構成は、以下のとおりです。

バリアフリー化の方針	○駅と主要な施設を結ぶ道路・緑道について、バリアフリーネットワークを形成すべき経路を示します。 ○駅や道路、交通安全施設などについて、バリアフリーの方針を示します。
構想図 主要施設と主要経路	○バリアフリー整備地区の区域、主要施設や主要経路の位置を示します。 ○バリアフリー化する主要施設と主要経路を設定します。 ○主要施設は、 駅と、日常的に高齢者・障害者等の利用が多く、かつ徒歩で利用する官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化施設、都市公園を設定します。 ○主要経路は、 地区内の回遊性や移動のしやすさ、利用頻度、ネットワーク化の構成、バリアフリー施策の実現可能性などの視点から、目黒区が独自に定める経路です。 主として徒歩で主要施設に至る道路・緑道や、商店街などが面する道路を設定します。 ○なお、隣接する地区の経路と接続させるため、追加が必要な経路については、今後、交通バリアフリー整備計画の改定または策定の際に検討します。
主要事業	○交通バリアフリー整備計画を策定している下記の3地区を対象に示します。それぞれの交通バリアフリー整備計画に基づき、旧構想に追加する事業です。 「池尻大橋駅周辺地区 交通バリアフリー整備計画」…平成 19 年 2 月策定 「学芸大学駅周辺地区 交通バリアフリー整備計画」…平成 21 年 3 月策定 「緑が丘駅周辺地区 交通バリアフリー整備計画」……平成 19 年 2 月策定

(1) 池尻大橋駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・池尻大橋駅周辺に広がる商店街と、首都高速道路中央環状新宿線のジャンクション整備にあわせた再開発事業計画がある玉川通りを軸に、東邦大学医療センター大橋病院などを結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・池尻大橋駅にエレベーターを増設します。
- ・本地区のバリアフリーの推進にあたっては「大橋一丁目周辺地区整備方針」を考慮します。

図 3-4 池尻大橋駅周辺地区の構想図



(注) ○図中の「主要経路 (追加)」は、平成 19 年 2 月に策定した「池尻大橋駅周辺地区 交通バリアフリー整備計画」との整合を図り、当該計画を本構想に反映するため、追加する経路です。

○「主要経路」及び「主要経路 (追加)」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の改定時に明示します。

イ 主要事業

※交通バリアフリー整備計画(平成19年2月策定)による主要事業

- ・池尻大橋駅のバリアフリー化及び駅関連の施設の一体的な整備を行います。
- ・主要経路(幹線道路)の横断環境を改善します。
- ・主要経路(幹線道路)の歩行環境を改善します。
- ・主要経路(生活道路)の歩行環境を改善します。
- ・駅周辺の放置自転車対策を進めます。
- ・バリアフリー対応の案内施設を整備します。
- ・大橋地区市街地再開発事業にあたっては、ユニバーサルデザイン※を考慮します。

(2) 学芸大学駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・学芸大学駅、駅周辺商店街、碑文谷公園などのバリアフリー化をはじめ、これらを結ぶ高齢者・障害者等、誰もがわかりやすく安全に移動等ができる交通バリアフリーネットワークを形成します。
- ・隣接する都立大学駅周辺地区の経路と接続することが望ましい箇所(目黒通り)があることから、交通バリアフリー整備計画を改定する際に、接続を検討します。

図 3-5 学芸大学駅周辺地区の構想図



(注) ○図中の「主要経路(追加)」は、平成21年3月に策定した「学芸大学駅周辺地区 交通バリアフリー整備計画」との整合を図り、当該計画を本構想に反映するため、追加する経路です。

○「主要経路」及び「主要経路(追加)」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の改定時に明示します。

イ 主要事業

※交通バリアフリー整備計画(平成21年3月策定)による主要事業

- ・学芸大学駅及び鉄道高架下施設等のバリアフリー化を進めます。
- ・碑文谷公園内施設のバリアフリー化を進めます。
- ・鷹番小学校及び鷹番住区センターなど、主要施設のバリアフリー化を進めます。
- ・学芸大学駅の東西にある商店街などの歩行環境を改善します。
- ・自動車の交通量の多い交差点部の横断環境を改善します。
- ・主要経路の歩行環境などを改善します。
- ・学芸大学駅周辺の放置自転車対策を進めます。
- ・バリアフリー化対応の案内施設を整備します。

(3) 緑が丘駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・緑が丘駅周辺地区と、都立大学駅周辺地区や自由が丘駅周辺地区との歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・緑が丘駅にエレベーターや「だれでもトイレ※」を設置し、バリアフリー化を進めます。また、駅前広場機能を確保します。
- ・緑が丘駅周辺の歩行空間を確保し、公共交通機関へのアクセスの安全性と利便性を向上します。

図 3-6 緑が丘駅周辺地区の構想図



(注) ○ (注) 図中の「主要経路 (追加)」は、平成 19 年 2 月に策定した「緑が丘駅周辺地区 交通バリアフリー整備計画」との整合を図り、当該計画を本構想に反映するため、追加する経路です。

○ 「主要経路」及び「主要経路 (追加)」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の改定時に明示します。

イ 主要事業

※交通バリアフリー整備計画(平成19年2月策定)による主要事業

- ・緑が丘駅のバリアフリー化及び駅関連施設の一体的な整備を進めます。
- ・東急目黒線と主要経路上の踏切は、安全な滞留スペースの確保や横断時の安全性の確保など、横断環境を改善します。
- ・主要経路(緑道及び生活道路)の歩行環境を改善します。
- ・緑が丘駅周辺の放置自転車対策を進めます。
- ・緑が丘駅周辺においてバリアフリー対応の案内施設を整備します。

(4) 駒場東大前駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・通学等の利用者が多い駅から南に向かう区道と、駒場公園に向かう区道を南北の軸とし、商店街のある区道を東西方向の軸とした歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・通学等の利用者が多い駒場東大前駅東口のバリアフリー化の早期実現をめざし、あわせて駅前広場機能の確保を検討します。
- ・関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を進めます。
- ・隣接する池尻大橋駅周辺地区の経路と接続することが望ましい箇所があることから、交通バリアフリー整備計画を策定する際に、接続を検討します。

図 3-7 駒場東大前駅周辺地区の構想図



(注) ○「主要経路」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の策定時に明示します。

(5) 祐天寺駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・駅周辺に広がる商店街と、目黒税務署、守屋図書館などを結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー整備計画の策定にあたっては、祐天寺栄通り地区の地区計画を考慮します。
- ・近接する中目黒駅周辺地区の経路と接続することが望ましい箇所があることから、今後、交通バリアフリー整備計画を策定する際に、接続を検討します。

図 3-8 祐天寺駅周辺地区の構想図



(注) ○「主要経路」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の策定時に明示します。

(6) 目黒駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・目黒通りに沿った商店街と目黒川の河川管理用通路を活用した目黒区民センターなど、中目黒駅方面と結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー整備計画の策定にあたっては、「目黒駅周辺地区整備構想」(平成23年度策定予定)などを考慮するとともに、隣接する品川区と協議及び調整を行っていきます。
- ・近接する中目黒駅周辺地区の経路と接続することが望ましい箇所があることから、今後、交通バリアフリー整備計画を策定する際に、接続を検討します。

図 3-9 目黒駅周辺地区の構想図



(注) ○「主要経路」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の策定時に明示します。

(7) 武蔵小山駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・駅周辺に広がる商店街と清徳会の福祉施設などを結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー整備計画の策定にあたっては、品川区と協議・調整します。

図 3-10 武蔵小山駅周辺地区の構想図



(注) ○「主要経路」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の策定時に明示します。

(8) 西小山駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・西小山駅周辺に広がる商店街と、中央体育館などを結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー整備計画の策定にあたっては、品川区と協議・調整します。

図 3-11 西小山駅周辺地区の構想図



(注) ○「主要経路」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の策定時に明示します。

(9) 洗足駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・洗足駅周辺に広がる商店街と、洗足図書館などを結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・洗足駅周辺の環境整備を進めます。
- ・関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー整備計画の策定にあたっては、品川区や大田区と協議・調整します。

図 3-12 洗足駅周辺地区の構想図



(注) ○「主要経路」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の策定時に明示します。

(10) 大岡山駅周辺地区

ア バリアフリー化の方針

- ・大岡山駅南側に立地する東京工業大学と、南北方向の区境にある大岡山北本通り商店街を結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- ・関連する各種の事業の機会を捉えて、バリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー整備計画の策定にあたっては、「大岡山駅周辺地区整備構想」を考慮し、大田区と協議・調整します。
- ・隣接する緑が丘駅周辺地区の経路と接続することが望ましい箇所があることから、今後、交通バリアフリー整備計画を策定する際に、接続を検討します。

図 3-13 大岡山駅周辺地区の構想図



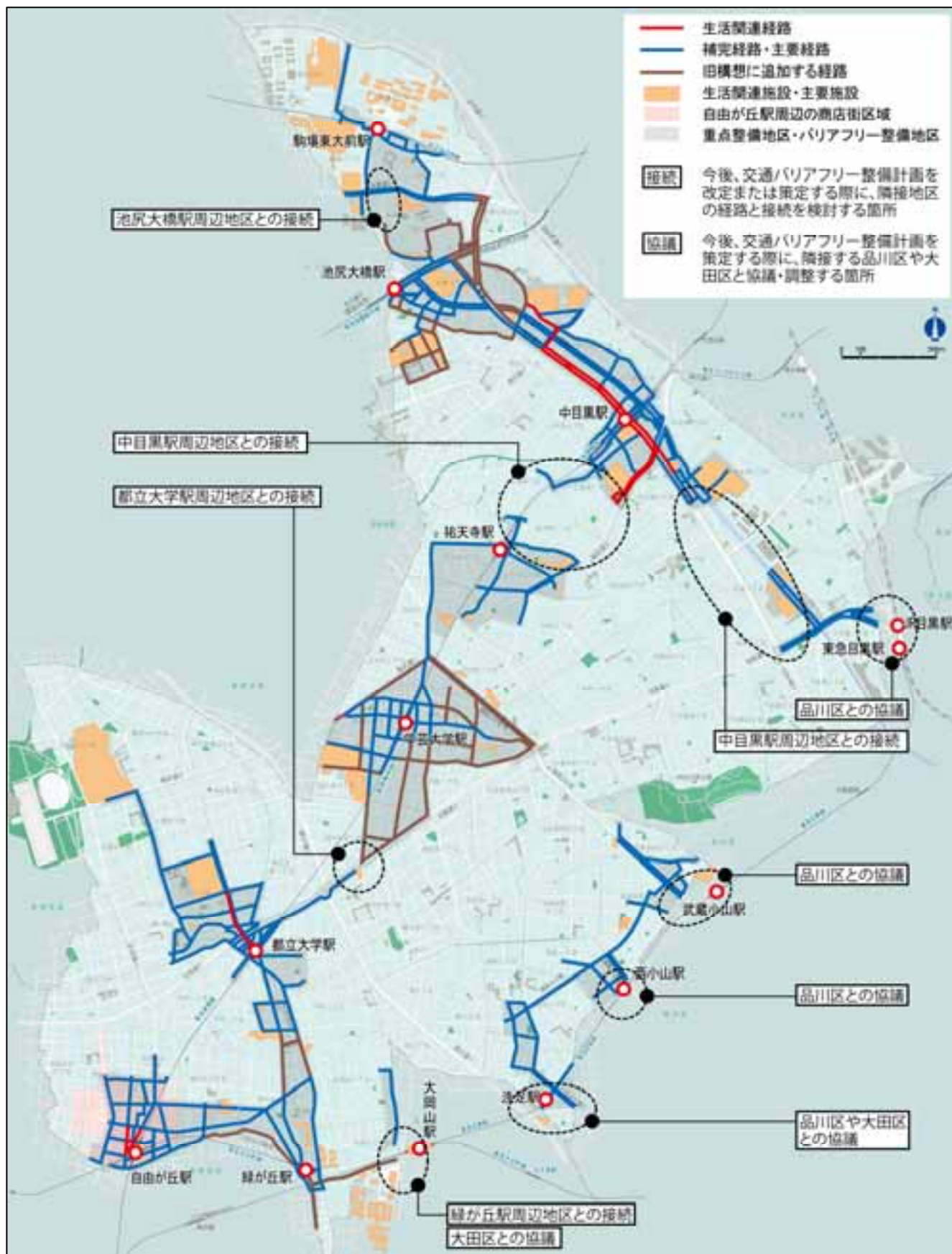
(注) ○「主要経路」の完成／未完成の表示は、今後、交通バリアフリー整備計画の策定時に明示します。

3 経路(生活関連経路・補完経路・主要経路)の接続検討及び隣接区との協議・調整

交通バリアフリー化を推進する生活関連経路・補完経路・主要経路は、次ページの図 3-14 に示すとおりです。

また、バリアフリー整備地区において、交通バリアフリー整備計画を策定する際に経路の接続を検討する範囲と、バリアフリー化について隣接区と協議・調整する範囲もあわせて示しています。

図 3-14 経路（生活関連経路・補完経路・主要経路）の接続検討図及び隣接区との協議・調整箇所図



第4 バリアフリー化の実現に向けて

目黒区の交通バリアフリー化を着実に進めるために、各施設設置管理者は、目黒区交通バリアフリー推進基本構想に基づき、計画的に事業実施を行うことが必要です。

今後、計画的に事業を実施していくため、区民、施設設置管理者、区の役割分担と、本構想の推進のための取り組みを、以下に示します。

1 区民と施設設置管理者と区の役割分担

目黒区民・施設設置管理者・目黒区は、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、移動等円滑化や心のバリアフリー化を進めるにあたっては、高齢者・障害者等の意見を十分に聴き、これを反映させるため、相互に協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めます。

区民は、交通バリアフリー化の実施に際し、高齢者・障害者等の移動における状態を理解するとともに、移動の妨げとなる駐輪や道路への看板・商品のはみ出しの抑制や自転車走行マナーに心掛け、移動困難者への介助など、互いに支え合い、思いやり、協力するよう努めます。

施設設置管理者は、本構想に基づき作成する特定事業計画及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映するように努めます。

区は、目黒区交通バリアフリー推進基本構想改定後、施設設置管理者が円滑な事業実施を行うことができるよう、施設設置管理者間及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換に努めます。また、本構想を、区民・施設設置管理者・区が連携してバリアフリー化を進めることができるよう、本構想を広く周知するよう努めます。

2 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の推進

○バリアフリー事業の実施までの対応

重点整備地区における特定事業計画作成と事業推進

重点整備地区(3駅周辺地区)における特定事業及び補完経路事業の実施にあたっては、施設設置管理者は本構想に基づき特定事業計画を作成することがバリアフリー新法において規定されています。

平成24年度以降、すみやかに各施設設置管理者は「特定事業計画」を作成し、バリアフリー化事業を進めます。

なお、本構想の見直し時期(概ね5年後)に、「特定事業計画」の見直しも行います。

バリアフリー整備地区のバリアフリー化の推進

バリアフリー整備地区(10駅周辺地区)のうち、池尻大橋駅、学芸大学駅、緑が丘駅の各駅周辺地区は、交通バリアフリー整備計画に基づき引き続きバリアフリー化事業を進めますが、平成25年度以降、本構想改定で実施した地区別懇談会の結果を踏まえ計画改定を行います。

また、交通バリアフリー整備計画が未策定の地区(7駅周辺地区)は、平成25年度以降、本構想に基づき順次、整備計画を策定していきます。

2 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の推進(続き)

○バリアフリー事業の進行管理

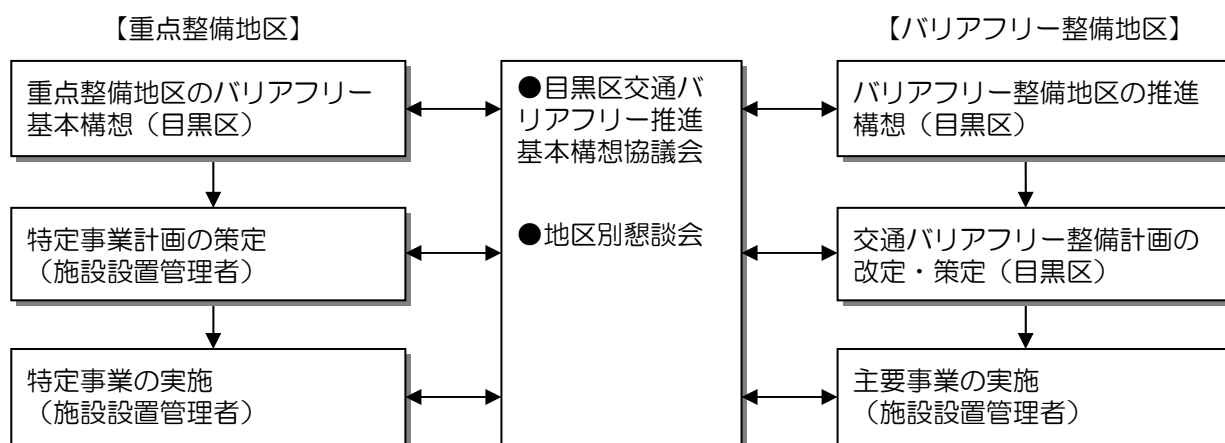
目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会による進行管理の関与

目黒区交通バリアフリー推進基本構想に基づき、計画的に事業を実施していくためには、バリアフリー化の進行管理及び評価を行い、事業を進めていくことが重要です。

このため、本構想の改定において設置した「目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会」が、図 4-1 に示すとおり、重点整備地区及びバリアフリー整備地区について、バリアフリー事業の進行管理を担います。

また、図 4-1 に示す構想の改定、計画の策定及び改定の際など、地区毎に、住民・商店街・高齢者団体・障害者団体・目黒区などから構成される地区別懇談会を開催して、バリアフリー化の進行管理及び評価などを行います。

図 4-1 バリアフリー事業の進行管理



利用者の視点を十分反映したバリアフリー化の検討

バリアフリー化を進めるにあたっては、設計や施工など事業実施の各段階において、高齢者・障害者等の利用者の意見や要望を聴き、利用者の視点を事業へ反映させる機会が必要です。

このため、今後、「目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会」において、利用者の視点を十分反映したバリアフリー化を進める仕組み・体制づくりを検討します。

3 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の見直し時期

本構想は概ね10年後の平成32年度を目標年次としますが、概ね5年後に見直しを行います。

見直しにあたっては、高齢者・障害者等の一層の参加や、バリアフリー化に関する新しい技術開発の進歩などを踏まえるものとします。

【あ行】

エスコートゾーン

横断歩道の中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ(突起帯)を敷設した設備で、視覚障害者の道路横断を支援するもの。

【か行】

広域商圈

ある商業施設や商店街に来客する消費者が居住する範囲を商圈といい、その居住範囲が広いものを広域商圈という。

コミュニティ・ゾーン

歩行者の通行を優先すべき住居系市街地などにおいて、安全性や快適性、利便性の向上を図ることを目的として、面的かつ総合的な交通対策を展開する、ある一定のまとまりをもった地区。

【さ行】

視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状、点状の突起をもったブロックのこと。

スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

総合案内板

高齢者や障害者を含むすべての歩行者が、目的地まで円滑に到達できるように、主要な交通施設や公共施設、観光施設等の位置及びバリアフリーの経路や施設等の情報を提供するため、駅前や交差点等に設置する地図を用いた案内板などのこと。

【た行】

だれでもトイレ

車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方など、誰もが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレのこと。東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルでは、不特定かつ多数の者が利用する場所で設置することとされている。

【な行】

ノンステップバス

乗降口の階段をなくし乗降を容易にしたバス車両のことで、床の高さが地上から概ね 35cm 以下のもの。

【は行】

バリアフリー対応信号機

視覚障害者や高齢者などが安全に道路を横断できるように、音響で歩行者用の青信号が表示されていることを知らせる機能や歩行者用信号の青時間を延長することができる機能の付いた信号機のこと。

【や行】

有効幅員

歩道及び横断歩道橋などの通路・階段の幅員から、縁石、手すり、電柱、標識などを除いた幅員。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人権などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。